

平成28年
12月1日からの

新しい衣類の「取扱い表示」

現在の衣類等の洗濯表示は、日本工業規格に基づいてわが国独自の取扱い表示記号を使ってきましたが、市場のグローバル化への対応、洗剤・洗濯機などの技術進歩などによって、国際規格との整合性が必要となりました。

新しい洗濯表示に変わることによって、繊維製品の取扱いに関するきめ細かな情報提供ができるようになります。また、国内外での洗濯表示が統一されることにより、海外で購入した繊維製品の取扱いなども円滑に行えるようになり、一般消費者の利便性の向上が期待できます。今回は、衣類等繊維製品の洗濯表示(JIS L 0001)の、新しい衣類の「取扱い表示」についてポイントをまとめてみました。

(繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法 JIS L 0001)



※記号の組み合わせはイメージです。

特集 新しい衣類の「取扱い表示」のポイント

- ▶ 第44回目黒区消費生活展を開催しました
- ▶ マイナンバー制度に便乗した不審な電話等にご注意ください!

目黒区消費生活センター

相談専用 **03-3711-1140**
月～金曜日 9:30～16:30
上記以外の時間は
消費者ホットライン**188**



消費生活で困ったときはすぐ相談!

目黒区消費生活センター

